

# 資料 討議「男女共同参画に関する基本的な考え方」(抄)

## ジェンダー

**問1** 男女共同参画は、男女に差があることを認めず人間を中性化するという考え方でないか。(略)

**答** 男女共同参画は、個人がその内面において何を「男らしさ」、「女らしさ」と考えるかについて関与しようとするものではなく、また、伝統や文化などを否定しようとするものでもない。

ただし、例えは何か「女らしい」、「男らしい」という価値判断が社会制度、慣行等に反映されることによつて、一人一人の個人がその個性や能力を十分に発揮することが妨げられることがある。男女共同参画社会は長い伝統や文化などを失うことなく大切にしながら、男女の人権が侵される部分を改善すること、個性・能力を発揮する上での阻害要因を是正することなどにより実現されるものである。

「男らしさ」、「女らしさ」は、社会や状況に応じて、多様な意味を持つものであり、一概に定義できない。また、生物学的な性差に関わらず、多くの男女が「男らしさ」、「女らしさ」といわれる特性を共に備えている。

例えは、「女らしさ」のイメージとつながりやすいと考えられる、「思いやり」、「優しさ」は多くの男性も持っている。一方、決断力がある、「責任感がある」など、一般に男性につながりやすい資質は社会活動の場では男女とも備えておくべき特性である。

男女共同参画の目指すところは、例えば勇気や優しさなどの男女に限らず人間にとっての良い特性を「男らしさ」、「女らしさ」の二つに分類するのではなく、男女を問わず大切にしようとすることである。

男女共に備えることを望ましい特性を安易に「男らしさ」、「女らしさ」の二つに分類することは、「男らしさ」、「女らしさ」の二つに分類するべきではない」といふように、男女はそれぞれ異なる特性を備えていることを前提として、個性や能力を十分に発揮できるようにすることが重要である。

と決めつけてしまい、その結果固定的役割分担を生み、人々の個性や多様性を無視することになる」とともに、「この分野から逸脱する人に差別的取扱いをしたり、個人の能力を発揮する機会を奪うという危険性を持っている。

「男らしさ」、「女らしさ」という型に安易に与えられることなく、一人一人の個性を尊重し、多様な選択を認め合い、個人の能力を十分に発揮できるようにすることが重要である。

**注1** 親が自分の子供に対して「男らしく」、「女らしく」といふことを望ましいものである。他方、粗暴である、言葉遣いが荒いなどといった特性であれば、男の子であるか女の子であるかにかかわらず、子供に身に付けさせるべきではないであろう。男女が性別に捕らわれることなく、それぞれの個性を生かして参画できることが求められるこれからの社会において、「男らしさ」、「女らしさ」に過度に捕らわれたり、つけを行うことは、その子供の将来の可能性を狭める恐れもあることに留意する必要がある。子供の可能性を最大限引き出すように努めることもまた親の責務であることは言うまでもない。

**注2** もし仮に男の子が、「編み物クラブ」に入りたが、と言ったとすれば、親としては「男の子だから……」と言いたくなるかもしれないが、男女共同参画はこうした対応を否定しているのか? という疑問を聞くことがある。基本的にこうした推進の興味・嗜好の問題であり、男女共同参画の推進の余地から行政が関与するべきな問題ではない。子供の場合には、まずは子供の自主的判断を尊重し、親が適切な助言・判断を行うべきである。しかし、そうした助言・判断をする際には子供とよく話し

合い、子供がなぜそのような欲求を持ったのかを理解しようとすること、そして親である自分がなぜそのような応答をしようとしたのかについてよく考えてみるのが、子供の個性を尊重した教育をしようとする心にかけている親にとっては重要でないかと考えられる。

**注3** 国会での関連する質問への答弁要旨

男女共同参画社会は、基本法の前文に書いてあるとおり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるとする社会であり、男らしさとか女らしさを否定しているものではない。しかし、男らしさとか女らしさをパターン化してしまつていくことは、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができなくなるおそれがあることから、これを強調し過ぎるというところについては問題があると考えている。(平成14年11月12日参内閣委での亀井議員(自)に対する官房長官答弁要旨)

男女共同参画社会の実現は、今日深刻に迫ってくる少子高齢化などの社会経済情勢の急速な変化の中でありまして、従来の長い伝統を失うことなく、また我が国固有のありようを大切にしながら、なおその中において、我が国が持ってきたある意味において男女の人権が侵される部分等を十分改善し、男女の人権が相互に尊重をされ、かつ豊かで活力ある社会を実現する上で来るべき二十一世紀を決定する大きなかぎとなる意義を持つものだと私は思っております。(平成11年5月13日参内閣委での矢野議員(自)に対する官房長官答弁要旨)

考え方のポイント

男女共同参画は、個人の内面に関わる「男らしさ」、「女らしさ」や、伝統や文化などを否定しようとするものではない。

しかし、固定的な「男らしさ」、「女らしさ」の強調が社会的な差別的取扱いを生み出すなど、男女共同参画社会の形成を阻害する場合には是正改善されるべきである。

**問3** ジェンダーとは何か。(略)